

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第18号

Vol. 18

August. 2020



| | |
|-------------------------|----|
| パートナー就任のご挨拶 | 2 |
| 建築デザインの知的財産法による保護 | 3 |
| 30年の年輪 | 9 |
| 好事も無きに如かず | 10 |
| 新型コロナウイルス感染拡大による裁判実務の状況 | 12 |
| 罪数について | 13 |
| 事務局通信 | 14 |

パートナー就任のご挨拶

弁護士・NY州弁護士 安田 幸司

このたび、当事務所のパートナーに就任いたしました。平成23年に弁護士登録をし、以降、企業法務や交通事故を始めとする一般民事案件や破産管財業務など、幅広い分野において充実した経験を積むことができました。

また、平成28年の夏からはヴァージニア大学 (University of Virginia) のLLMコースに留学をさせて頂き、また、令和元年5月にはニューヨーク州弁護士の資格を得ることもできました。

留学からの帰国後は、前記業務に加え、英文契約書の作成・レビューなど、英語の案件も経験させて頂く機会が増えてきています。英文契約書は、日本における契約書とは異なり、ページ数が非常に多く、仕事としては大変なものが多いですが、留学の経験を活かすことができている、楽しみながら取り組んでおります。このような経験ができたのも、ひとえに、ご縁のあった皆様のおかげです。今後は、これまでの経験を活かすことはもとより、当事務所のパートナーとして、さらに皆様のお役に立てるよう努力して参る所存です。

新型コロナウイルスの蔓延により、これまでとは異なった、新しい様式での生活を強いられております。今後、ワクチンが開発されたとしても、元の生活には戻らない可能性もあるかと思っております。

新しい時代、新しい生活様式に即したサービスを提供できるよう、日々研鑽を積んで参る所存です。今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

建築デザインの知的財産法による保護

弁護士・法学博士 矢倉 雄太

I はじめに

私は、神戸大学大学院の博士課程へ本年の3月まで在学しており、「店舗の外装・内装デザインの法的保護—日本における現状と保護拡充に関する考察」と題する博士論文を執筆致しました。

そのため、店舗の外装・内装を中心にはしつつも、建築デザインにも強い関心があり、最近では、特定非営利活動法人（NPO 法人）アートアンドアーキテクトフェスタ（AAF）¹の主催する「建築レクチュアシリーズ」や「Under 35 Architects exhibition」などにも出席させていただき、建築家の先生方のお話を生でお聞きしたり勉強させていただいたりすることが楽しみになっています。

このような関心があり、本書では、建築物のデザインと知的財産法による保護について、最近の改正状況などにも簡単に触れながら、今後の保護の展望など、平易なコラム形式でご紹介させていただきます。

II 建築デザイン（店舗の内外装を含む）の事業における活用の一例

(1) カフェなどにおける店舗の内外装のブランディングの一つとしての利用

近年、特にカフェや小売店などにおいて、提供する飲食物や商品の内容・品質による競争が行われていることはもとより、それを提供販売する建築物（店舗の外装・内装）のデザインまでもが、競争の一要素に用いられている例が見受けられます。

経済学者のケビン・レーン・ケラー氏も、「サービス提供者の物的施設が、サービスの外観的な『パッケージ』とみなされることもある（たとえば、看板、環境設計やロビー、服装、販促資料などを通じて）」と指摘します²。

このように、店舗の外装・内装を自己が提供する飲食物や商品のいわば「パッケージ」として機能させているケースがあります。

各事業者は、一定のコンセプトのもとに、提供する飲食物やその食器、サービス、店舗の内外装全体、店員のユニフォームやメニュー表などの一切を選定し、その組み合わせ全体によりブランディングして、他者とは違う「個性」をアピールするケースが見受けられるのです。

例えば、コメダ珈琲店では、「くつろぐ、いちばんいいところ」を標語とし、「街のリビングルーム」を店舗の基本的コンセプトとして、その郊外型店舗においては、外観にレンガや木材を始め、来店する客が家庭のリビングルームのようにくつろげる柔

¹ 特定非営利活動法人（NPO 法人）アートアンドアーキテクトフェスタウェブサイト：
<https://www.aaf.ac/>。最終閲覧日2020年6月5日。

² ケビン・レーン・ケラー（恩蔵直人監訳）『戦略的ブランド・マネジメント 第3版』77頁
（東急エージェンシー、2010年） 3

らかい空間を演出することを重視して設計されています³。

記



(「コメダ珈琲店」の店内の様子)⁴

(2) 会社の本社ビル等における建築デザイン

また、会社の本社ビルなどに創意工夫した建築デザインを用いる例も広く見かけます。特に、そのビルの「外観」だけでなく、「内観」にもこだわった建築デザインを採用入れることは、単に「綺麗」といった意味にとどまらず、当該会社の従業員へのモチベーションなどマインド内にポジティブに働きかけ、ビジネスへの好影響を生じさせることをも意識されているように考えます⁵。

2019年10月3日には、建築家の坂茂氏が設計を担当した世界最大級の木造建築であるスウォッチ新本社ビルがスイスに完成しました。

その外観や内観は次頁以下のとおりです。

木材の形状が流麗に感じられ、外光も綺麗に差しており、その美しく創造性に溢れる外観・内観に圧倒されます。

記

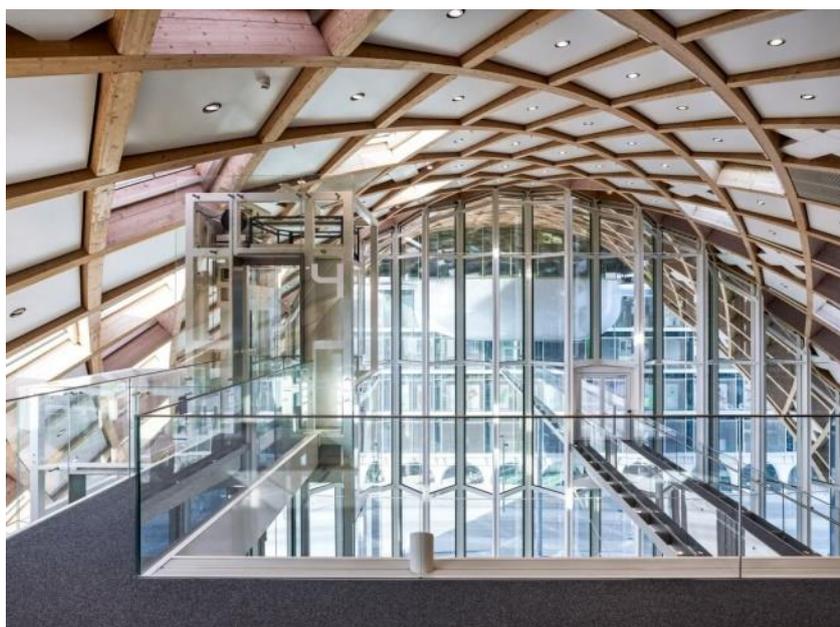
³ 東京地決平成28年12月19日裁判所HP参照（平成27年(ヨ)第22042号）〔コメダ珈琲事件〕の認定事実による。

⁴ 出典：コメダ珈琲ウェブサイト (<http://www.komeda.co.jp/index.php#>)。

⁵ アートがビジネスに与える影響などについて論じた文献として、電通美術回路編（若林宏保・大西浩志・和佐野有紀・上原拓真・東成樹）「アート・イン・ビジネス—ビジネスに効くアートの力」（有斐閣，初版，2019）。



(スウォッチ新本社ビル外観⁶)



(スウォッチ新本社ビル4階フロア⁷)

⁶ 出典：スウォッチグループプレスリリース（PRESS RELEASE SWATCH INAUGURATES “ITS NEW HEADQUARTERS IN BIEL, SWITZERLAND” (BIEL, SEPTEMBER 2019) (https://www.swatchgroup.com/sites/default/files/media-files/swatch_inaugurates_its_new_headquarters.pdf)。最終閲覧日 2020年6月5日。

⁷ 出典：前掲注(6)。



(スウォッチ新本社ビルグラウンドフロア⁸)

Ⅲ 建築物のデザインの法的保護の最近

(1) はじめに

そして、上記のようにビジネスにも広く採り入れられる建築デザインについて、その法的保護の「最近」は、次のようになっています。

(2) 意匠法の改正

最近では、意匠法が改正され、本年4月1日に一部を除き施行されました。

改正前の意匠法では、その保護範囲は「物品」に限られており⁹、基本的に不動産である建築物は意匠法の保護対象「外」とされていました。

このような状況のなか、「昨今、…店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになってきている。建築物についても、ブランド価値の創出の観点からデザインの重要性が高まっている」ことなどを背景として¹⁰、上記のとおり令和元年5月17日に意匠法に関しても改正法が公布され、令和2年4月1日より施行された次第です。

この令和元年改正法では、意匠法の保護対象に「建築物の意匠」のほか、「内装の意匠」が加えられることとなります。

これにより、店舗の内外装を含む建築デザインのクリエイティブな面について、意匠法による保護拡充が図られることになりました。

⁸ 出典：前掲注(6)。

⁹ 改正前意匠法2条1項、「意匠審査基準」第2部第1章21.1.1.1(2)①参照。

¹⁰ 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会『産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて』5頁(平成31年2月)。

(3) 不正競争防止法や商標法による保護—商標審査基準等の見直しを主として

先ほど述べたとおり、建築デザインも、他者との差別化のために用いられることがあります。そして、例えばあまりに奇抜な外観・内観を有しているなど、人々の印象に残り、当該外観・内観を見れば「あの店舗だ」と識別されるようになれば、このようなブランド的な側面（標識面）についても、適切な保護が与えられるべきです。

適切な保護が与えられなければ、競業他者によるフリーライドなどを許すことになりかねず、当該事業者によるブランディングへの投資が水泡に帰してしまいます。これでは、店舗の外観・内観に特別な投資をするインセンティブさえ損なわれてしまいそうです。

このような建築デザインの「標識面」の保護に関しては、近時、不正競争防止法（以下、「不競法」といいます）2条1項1号により、喫茶店の店舗の外装・内装デザインを保護した裁判例が初めて登場しています¹¹。

しかし、不競法による保護のためには、当該建築デザインが周知であること（同法2条1項1号）や著名であること（同法2条1項2号）等が要求されており、一般的には、この要件充足のハードルが高いという実務上の難点があります。

そのため、建築デザイン創出の早期の段階で、その標識面を同法により保護することは決して容易ではありません。

次に、建築デザインの標識面を保護する法律として、商標法による保護、すなわち（主として）立体商標制度による保護が従来から図られています。

そして、立体商標制度に係る商標審査の運用においては、建築デザインを、これを構成する複数の要素、例えば店舗の内装についていえば、店舗内の椅子やテーブル、ソファ、照明などの複数の要素の内、特定の要素の「組み合わせ」から成るものは、商標登録を受けることが困難な状況にあり、なおその保護が十分とはいえない状況にありました。

このような状況の中、昨年2019年から、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会などにおいて、立体商標制度に関する審査運用の見直しが検討されました。

具体的には、立体商標についても、「商標の詳細な説明」の記載欄を設けることのほか、商標記載欄での「実線」と「破線」による描き分けを許容することなどが検討され、「商標審査基準〔改訂15版〕」に盛り込まれることになりました¹²。

これにより、建築デザインを構成する複数の構成要素の内、特定の要素の組み合わせのみをピックアップして、一つの「商標」として商標登録を受ける途が拓かれることになり、建築デザインの標識面の保護拡充に繋がることとなります。

¹¹ 前掲注(3)。

¹² 同審査基準は、令和2年4月1日以降の出願について適用するものとされています。

(4) その他著作権法による保護

周知のとおり、日本において、建築物のデザインのクリエイティブな面を保護する法律としては著作権法を挙げることができます。

しかし、建築物のデザインの「著作物」性を巡る現在の裁判実務では、あくまで当該建築物が建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、造形芸術としての美術性、美的特性を備えているような場合に限り、「建築の著作物」性を認め、著作権法上の保護が与えられているに過ぎません¹³。

このような実務に2020年6月5日現在変化は見られません。そのため、著作権法による保護は、依然として限定的とというるでしょう。

IV 結びに代えて

以上のとおり、建築デザインを取り巻く法的保護の状況については、ここ数年の間に、保護「拡充」の方向へと大きく変化してきています（著作権法についてはそうとも言えません）。今後も、その動向には目が離せません。

また、技術の発展により、昔では困難であったより複雑で細かな構造計算が正確かつ迅速に可能になったり、設計に用いられる技術¹⁴にも変革が見られるようです。

このような背景のもと、以前は建設が不可能であったものでも、今では建設可能になるものもあるなど、建設可能な建築物の範囲は広がってきているようです¹⁵。

建築家にとっては、建築基準法や消防法など各種法令による制約があるようには思われるものの、より自由な発想によるクリエイティブな建築物が世に創出できるようになってきているとも指摘されます¹⁶。

私（建築物を見て利用する側の人間）としては、今後益々の建築技術の発展に伴い、建築家の自由な発想に基づくクリエイティブな建築物が益々世に創出されることで、それを「見て」、「利用して」楽しい経験ができるのではないかと期待しています。

以上

¹³ 大阪高判平成16年9月29日裁判所HP参照（平成15年（ネ）3575号）〔グルニエ・デザイン事件：控訴審〕等

¹⁴ VR (Virtual Reality: 仮想現実) を建築プレゼン用や設計していた3Dモデルを体感検証する用途などに導入する技術も出てきています (NEC ソリューションイノベーターウェブサイト: <https://www.nec-solutioninnovators.co.jp/ss/arvr/products/construction/>)。最終閲覧日2020年6月5日。

¹⁵ 田所辰之助＝川島勝監修「世界で一番素敵な建築の教室」101頁、138－139頁（三オブックス、第1版、2019）。

¹⁶ 前掲注(15)138頁は、「建築技術の発展に伴い、かつては建築不可能だった複雑な設計も実現できるようになり、独自性の輝くデザインが主流となっています。建築のデザイン色が高まりつつあるとあってよいでしょう。」と指摘し、「脱構築主義」の建築の特徴について、「床は水平、壁は垂直に立つ、そんな常識から飛び出そうとしています。」「…幾何学さえ飛び出し、壁が歪んだり、線や面が途切れたりしているのが特徴です。」と指摘します。

30年の年輪

弁護士 阪口 誠

平成2年4月に弁護士登録して以来早いもので30年が経過しました。この30年を振り返ると本当にいろいろなことが脳裏に浮かび上がってきますが、やはり光陰矢の如しという言葉が一番当てはまるといわざるを得ません。

私生活では子供が3人生まれて、ひとりを除いて独立し、一番下も下宿をしているので、今では家内とふたりで生活しています。お陰で食事も健康面を考え、低脂肪、低カロリーのものが増えてきましたが、どういう訳か第三次成長期(?)が終わりを告げず、大学卒業時の体重から約20kg増えたままで、油断すると直ぐに増加するような始末です。

また、弁護士登録以来、病気で仕事を休むことも皆無で、事務所内で健康自慢をしておりましたが、4年前にS状結腸の憩室炎で5日間の入院を余儀なくされ、最近では、毎年受ける人間ドックで「要再検査」という検査結果が常態化してきました。

更に、還暦を過ぎて、ゴルフでシニア選手権やシニア月例の参加資格を取得するのと引き換えにドライバーの飛距離が落ち、最近では腕よりも道具を意識するようになりましたが、それでもハンディキャップは増加傾向にあります。

仕事面を振り返ると、平成2年4月、2年間の修習を終え、期待と不安を抱えながら実務に就いたことを今でも鮮明に記憶しております。最初の仕事は、商社がイタリアから紳士服を輸入するための基本契約書の作成で、取り敢えず日本語で作成することになったのですが、貿易実務の知識など全くなかったため、会社の人に教えてもらったり、資料を読みあさったりしたものでした。

また、最初に担当した訴訟事件は、時効取得を理由として土地の移転登記手続を求めるものでした。この土地は広大な工場用地の中に小さい第三者名義の土地で、旧土地台帳やたまたま見つけた除籍謄本で登記名義人が幕末に生まれた人であることが判明しました。ただ、家督相続した人の欄には「相続人不存在により絶家」と記されており、実体法としては簡単な所有権移転登記手続請求事件であるにも関わらず、被告を誰にして、どのように表示すべきか分からず、苦勞した記憶がございます。

弁護士登録後、5年ほど経ってからは、破産管財人の仕事を多数させて頂きました。破産法の知識が必要であることはもちろんですが、実務を通じて基本書では学べない多くのノウハウを得ることができました。

近年は、社外役員に就任し、取締役会に出席することにより、企業の経営の一端を垣間見る機会を得ることができ、多くの経験をさせて頂きましたが、その都度、日々の研鑽が必要であると感じました。

人生100年の時代といわれるようになりました。いつまで仕事ができるのかは分かりませんが、今後は更に10年の年輪を刻んでより太い幹に成長すべく邁進したいと考えております。

「好事も無きに如かず」

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

これまで様々な支えとご縁があつて元気に仕事をやってこられた。仕事に興味を持ってまだ面白く向かえることは本当に有難い。しかし年齢とともにバランスを考えなければと思う毎日である。「好事魔多し」を念頭に置くよりも最近では「好事も無きに如かず」という心構えに少しでも近づけたらと念ずる気持ちである。

人生において仕事の意味を改めて考える機会にも恵まれている¹。年齢を重ねるとこれまで気に留めずにいたことにも考えを巡らせる贅沢を味わうことができる²。そのような思いを巡らせているとチャレンジングな姿勢になっている自分に気づき可笑しく思うこともある。

残された時間をどのように過ごすか。仕事に時間を費やす中で、いかに向き合い取り組むか、主体的に打ち込めることほど大切なことはないが、いやが応でも真剣に考えざるを得ない。

仕事とボランティアを2つに分けて考えるのも誤りと思ひ至った。両者には通底する部分がある。ともに社会につながる窓であり、利他的要素、すなわち自分以外の誰かに影響を与え役立っているという想いの存在である³。要はどのような姿勢で向き合い、関わるかである。そこに加齢とともに物事に向かう大きな課題があり、秘訣がある。「仕事から解放されリタイア→自由になった時間でボランティア・趣味」の図式は否定しないが、ここを見誤ると悲喜劇が起こる（現に起こっている）。社会との接点という視点で考えると仕事とボランティアの境界は曖昧になる。仕事やボランティアについてその中身をもっと豊かに柔軟に考えてよいのである。

加齢とともに課題があり、たゆまぬ工夫が必要である。結論は出せなくとも考え続けることが大切である。身近な人達の旅立ちを見送り、65歳で社会福祉士の資格を得、その過程で高齢者の有り方に思索を深める得難い機会も得た。成年後見人を実際に複数体験させて頂き肌で様ざまなことを感じる機会も得ている。

同業の尊敬できる多くの先達の後姿からヒントを得ることができる。しかしそれだけでは答えは手に入らない。自分にとっての答えは自分が探すしかなく、選び取り実行する決断は、結局、自分がするしかない。他人が見ての優秀な答えは極論になるが意味がない。また何の興味も起こらない。

「ニューノーマル（新常态）」や「日常の非常」「ウィズコロナ」という言葉も生まれ社会の機運が大きく変わる予感もする。考え続ける際にも、やはり「好事も無きに如かず」という心構えでありたい。

最近、お気に入りの言葉を英文で見つけた。日本語で述べると気恥ずかしく感じることも、英文だと当たり前のように普通に言い放てるように思う。友人に自分の考えを伝える手段として英文のフレーズをとくに送信する。本題に関して私なりに気に入っている2つのぴったりするフレーズがある。それを末尾に紹介したい。

There should be no traces in our activity.

It is necessary for us to encourage ourselves and to make an effort up to the last moment.



以上

¹ 仕事につき最近再読した本は、丹羽宇一郎「仕事の心と流儀」（講談社現代新書）と稲盛和夫『『成功』と『失敗』の法則』（致知出版）である。前者の最初の前半部分の仕事の「見えざる報酬」と「見える報酬」のくだりや金銭的報酬を追いかけて仕事をしている人はプロのなれないは快哉を叫びたいが、「仕事は人生そのもの」というくだりは同感できない。後者の仕事に「利己から利他へ」という視点はその通りだと思う。自分もそうありたいと考える。

² 職業に貴賤はないと言われる。それは確信に近い。仕事の種類や外形ではなく仕事に向かう姿勢や考え方という内実的な利他という基準から見るとそこに留保が入るように思う。最終的には誰がどういう人の問題にかかわりどのような影響を与えているかという問題である。

³ どなたもこれまでおそらく指摘されたことはないのではなかろうか。「修証義」に仕事に関する記述があると気付いた。そのような読み方が今までできなかった。第4章「発願利生」の「布施」のところに「舟を置き橋を渡すも布施の檀度なり治生産業固より布施に非ざること無し」というくだりがある。

新型コロナウイルス感染拡大による裁判実務の状況

弁護士 湯浅 靖

新型コロナウイルス感染拡大によって、外出自粛、テレワーク化拡大等、社会に様々な変化が生じました。私自身の身の回りでは、子供が通う学校の授業が、休講期間中 zoom を利用してオンライン化されるという変化がありました。

今回は、特に裁判実務との関係で様々な動きがあったことについて、時間が経ってしまうと忘れてしまいそうなので、備忘録的にまとめてみました。

1. 傍聴席の座席間隔をあける対応

令和2年3月12日の手続期日から、傍聴席の着席数を減少させる措置が取られることになり、1席ごとに着席禁止の紙が貼られるようになりました。

2. 大阪地方裁判所手続延期

4月7日、緊急事態宣言が発令され、大阪地方裁判所等の裁判所で予定されていた手続期日が延期されることになりました。同日以降に、大阪地方裁判所管内の全件について、個別の担当係から、期日が取消になった旨の電話連絡が入り、延期後の期日は緊急事態宣言明けに個別に日程調整する旨が告げられました。

3. 手続再開の動き

5月21日、大阪等の緊急事態宣言が解除されました。この前から、解除されることを見込んで裁判所との間で延期後の期日の日程調整が行われるようになりましたが、多くの案件は、解除後に裁判所の個別の係から日程調整のFAXが入り、それに対してFAXで回答するというやり取りをすることとなり、同時に何件かの調整を行ったため、重複が生じていないか確認せざるを得ない状態になりました。

書記官室の亚克力板・ビニールの壁が設置される等、感染予防対策が取られていました。法廷自体には特段の変化はなかったのですが、裁判官、書記官、弁護士ともマスクを着用したまま手続を行うことが当たり前になりました。

4. 双方不出頭での電話会議、Microsoft Teams によるオンライン化の実施について

民事訴訟法では、電話会議を実施する場合、当事者の一方が裁判所に出廷していることが求められています。しかし、裁判所への来館者を限定する観点から、双方不出頭で電話会議を行うことが実施されています。オンライン化の取り組みとして実施されつつある Microsoft Teams ですが、新型コロナウイルス問題が発生する以前から導入されることになっていたのですが、この事態に背中を押されるようにして推進されつつあります。この文書を作成している6月末の時点では、裁判官個々に支給されている手元のパソコンで実施できるというわけではなく、台数が限られた対応可能なパソコンを使用しているようです。係によって、実施している係とそうでない係があり、未だに積極的に運用されているというわけではないようです。ちなみに、私は、ある係に係属している案件について、裁判所書記官と運用テストを6月24日に行い、8月に行われる次回期日から実施する予定です。

5. このようにして、約1月半裁判手続がストップするという事態になり、社会的な動きから相当遅れてはいるものの、オンライン化が進みそうな情勢になっています。

罪数について

弁護士 松下 聡

先日、弁護士生活で初めて、刑事事件の弁護人として「罪数」について主張する機会がありました。皆様の参考になる話でも無いですが、罪数について書きたいと思います。近況報告として気楽に書いたものですので、用語等の正確性は見逃していただけると幸いです。

一つの裁判で複数の犯罪について判決を下す場合、日本の刑法では併合罪となります。併合罪とは、有期の懲役又は禁固になる場合、その最も重い罪について定めた刑期の1.5倍を超えることができません（刑法51条）。外国の法制度では、多数の罪に対する刑が100年を超える懲役になることもあると聞きますが、日本ではそういうことはないわけです。

さて、複数の犯罪とは何でしょうか。全く別の日に、それぞれ別の家に空き巣に入ったとすれば、それが別の犯罪、二つの窃盗罪であると思うのではないのでしょうか。では、万引き犯がコンビニの商品をカバンに入れ、さらに別の棚にある別の商品も入れてから代金を払わず逃げた場合はどうでしょうか。それぞれの商品について窃盗罪が成立する、とはあまり思わないのではないのでしょうか。

この犯罪の数、つまり罪数が一つか二つかは法的には重要です。窃盗罪の最高刑は懲役10年ですが、上記の通り、窃盗罪二つなら最高で懲役15年になる可能性があります。

では、上記の場合の罪数はどうでしょうか。この点について明文の規定はなく、判例によれば、実質的に見て一つの行為と言えるかどうかによって決まるなどとされていますが、基準は曖昧です。

一つの行為が二つの犯罪に該当するとき、刑法54条により、成立する犯罪の中で最も重い刑により処断するとされます。これを、観念的競合と呼びます。よく例に出されるのが、一人を狙って銃を一発だけ発砲したところ、弾が二人にあたって二人とも死亡したという話です。この場合、一般的な考えでは二人に対する殺人罪が成立しますが（殺人罪と重過失致死罪という説もあります）、行為としては一つなので、一つの殺人罪で処罰されることになります。

犯罪の手段又は結果である行為がほかの犯罪に該当するときも、刑法54条により、最も重い刑により処断されます。これを、牽連犯と呼びます。しかし、何が「手段と結果」に該当するのかも、かなり曖昧です。判例によれば、空き巣に入った場合、住居侵入罪と窃盗罪が牽連犯になるとされています。しかし、脅迫するために被害者を監禁した場合、併合罪になるとされています。判例では、犯人がたまたま別の犯罪を手段として用いただけではなく、その犯罪が別の犯罪と手段結果の関係を生じるのが通常であることが必要、などとされています。

実務上、罪数が問題となるケースは、あまり多くありません。なぜなら、日本の刑法は、刑の上限を高めに設定しており、例え一罪でも十分重い刑を科することができるのです。一方で、刑の下限は低いことが多いうえ、併合罪による加重は必要的なものではないため、望まないなら何個の罪が成立しようが一罪と変わらない刑を科することができるのです。

ただ、新たに起訴された罪が、すでに確定判決のある犯罪と一罪の関係にある場合、改めて処罰することはできなくなり、免訴という判決が出ることになります。この場合は、罪数が極めて重大な問題になります。私が今回担当したのは、そのようなケースでした。

事務局通信



こんにちは！事務局のYです。
昨年、3月に第2子となる男の子を出産しました。
出産直前は羊水過少で救急車で搬送されましたが、陣痛が始まってからは30分程の超スピード安産でした！新生児期はミルクを飲まず体重が増えなかった為入院をしました。離乳食もカボチャとお粥しか食べないので、悩まされましたが、今では2歳上のお姉ちゃんよりも沢山食べるようになりました。
新型コロナで保育所の登園開始が遅れましたが、元気に登園し、おもちゃや絵本をめがけて歩いています。

所属弁護士

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司
弁護士 湯浅 靖 弁護士 松下 聡
弁護士・法学博士 矢倉 雄太

弁護士 阪口 誠
弁護士・NY州弁護士 安田 幸司

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

<http://www.nclaw.jp> E-mail : info@nclaw.jp

